

議案第25号

財産の交換について  
上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提案者 杉並区長 田 中 良

財産の交換について  
下記のとおり財産を交換する。

記

1 交換に供する財産

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 種類  | 土地、建物   |
| (2) 所在地 | 杉並区荻窪五丁目168番1、169番1   |
| (3) 数量  | 土地 1,734.61㎡<br>建物 6,982.27㎡                                      |
| (4) 価格  | 土地 金2,747,220,000円也<br>建物 金1,592,780,000円也<br>合計 金4,340,000,000円也 |

2 交換により取得する財産

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 種類  | 土地、建物   |
| (2) 所在地 | 杉並区天沼三丁目190番1、190番7                                   |
| (3) 数量  | 土地 6,331.90㎡<br>建物 2,061.96㎡                          |
| (4) 価格  | 土地 金4,310,000,000円也<br>建物 金0円也<br>合計 金4,310,000,000円也 |

3 交換の相手方

国(財務省)

4 交換の条件等

- (1) 交換時期については、平成30年5月1日を予定する。

(2) 交換時に差額が生じる場合は、国有財産法第27条又は財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第2条により、その差額を金銭で補足することとなる。

(提案理由)

交換により取得する土地に、在宅介護を支援するショートステイ等を併設した大規模な特別養護老人ホームと区の複合施設棟をあわせて整備するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この議案を提出する。